

科学的介護情報システム(LIFE) 第1回説明会 (介護施設・事業所向け)

よくあるお問い合わせ編

令和7年11月26日・12月2日実施

目次

- 本日のご説明の内容は以下のとおりです。

1. 科学的介護の実現に向けたLIFEの役割・意義
2. よくあるお問い合わせ

1. 科学的介護の実現に向けたLIFEの役割・意義

科学的介護情報システム(LIFE)とは？

- 介護施設・事業所において質の高いケアを提供していくため、ケアに関わる様々なデータ(ケアプランや介護計画、日々のアセスメントの結果等)を活用して取組の効果・課題などを把握し、継続的に見直しを行っていくことはとても重要です。
- データを活用したケアの見直しを支援することを目的とし、科学的介護情報システム(LIFE)が始まりました。
- LIFEでは、介護施設・事業所で記録されているさまざまな情報のうち、利用者の状態や、ケアの計画・内容などの情報を収集し、集まった全国のデータに基づいてフィードバックを提供します。

ケアに関わる様々なデータの活用



ケアプラン



介護計画



アセスメント結果

取組の効果・課題の把握

ケアの見直し

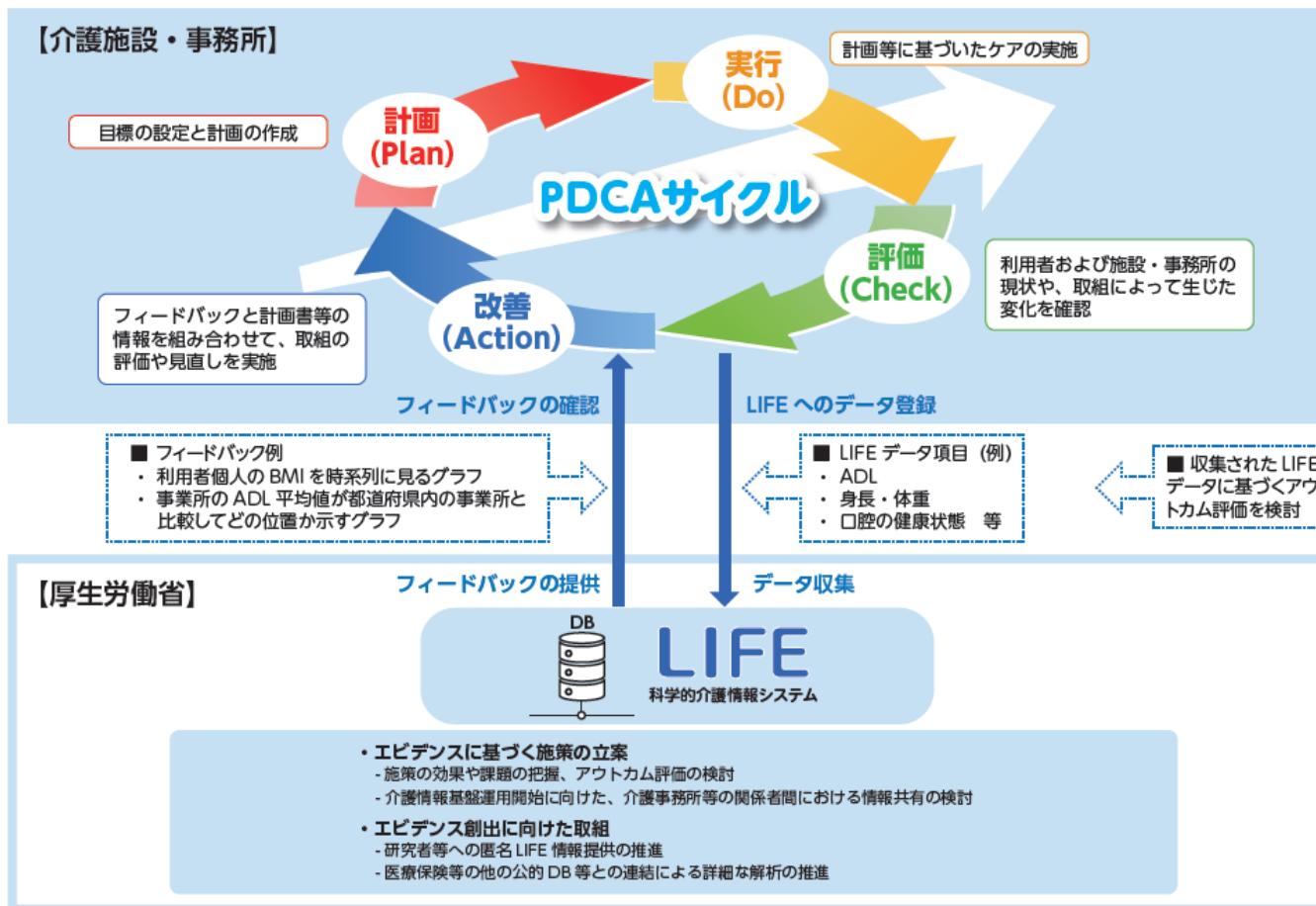
データを活用したケアの見直しを支援

LIFE

科学的介護情報システム

LIFEをどのように活用すればよいのか？

- ケアの質を向上するためには、利用者の意向をふまえ設定した目標や過ごし方の希望に対して、計画、実行、評価、改善を繰り返す、「PDCAサイクル」を実践することが重要です。
- このPDCAサイクルを実践する中で、利用者の状態などを評価・記録し、この情報をLIFEへ提出することで、LIFEから提出したデータに基づいたフィードバックが提供されます。
- ケアプランや介護計画などとあわせて、提供されたフィードバックをひとつの材料として、行った取り組みを振り返り、ケアの見直しを行うことで、よりよいサービスの提供へつなげていきます。



LIFEを活用するメリット

LIFE

科学的介護情報システム



共通の認識

状態の
「見える化」

多様な視点

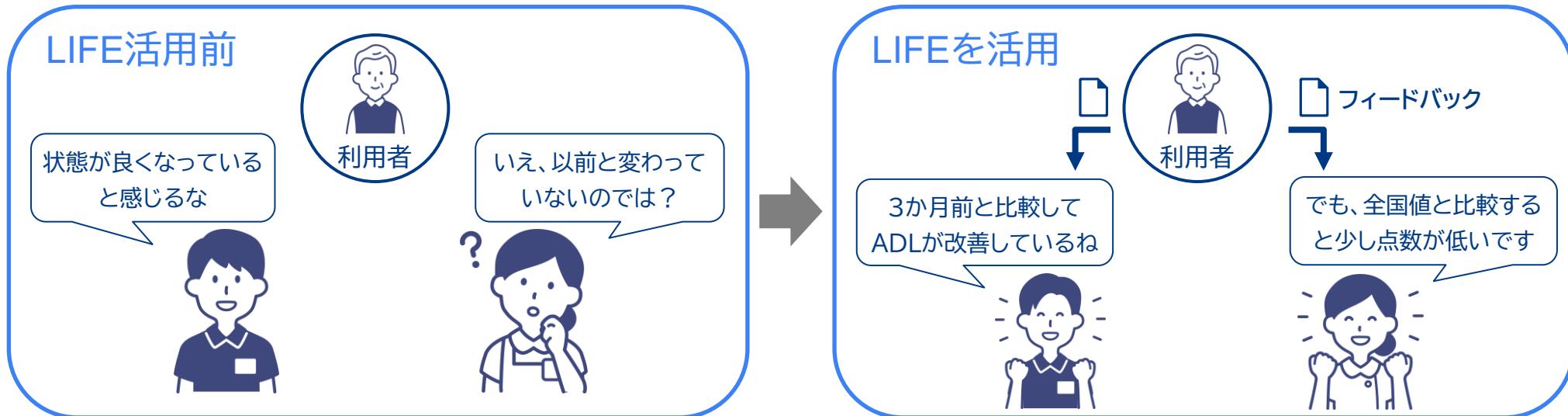
LIFEを活用するとどのような効果があるのか？①

- LIFEを活用することにより、共通の認識を持つことができます。
- LIFEでは全国の介護施設・事業所において同じ項目を用いてアセスメントや評価を行うため、自事業所や施設内の職員間のみならず他の事業所等と情報共有を行う際に、共通の認識をもつことに役立ちます。
- 同じ“軸”で利用者のアセスメントや評価を行うことによって、利用者の状態を正確に捉えることができ、利用者に関わる職員が共通の目標に向かって取り組みやすくなります。



LIFEを活用するとどのような効果があるのか？②

- LIFEを活用することにより、利用者の状態や日々のケアの「見える化」につながります。
- LIFEのフィードバックでは、利用者の状態が以前とどのように変化したのか、全国の同じような利用者と比較してどのような状態であるかを「見える化」します。
- 変化や差がみられた項目をきっかけとして計画や行ったケアの内容を見直すことで、よりよいケアへつながることが期待されます。



変化や差がみられた項目をきっかけとして
計画や行ったケアの内容を見直し



よりよいケアへつながることが期待

LIFEを活用するとどのような効果があるのか？③

- LIFEを活用することにより、さまざまな職種や職員が連携した取組につながります。
- 利用者の自立支援・重度化防止に向けた取組のためには、介護職員や各専門職のもつ様々な視点で情報を共有することが必要です。
- LIFEに提出する情報や、フィードバックを職員間で共有し、同じデータを見ながら複数の視点で議論することで、利用者や提供するケアのあり方についてより多くの角度から理解することや、職員が自身のケアについて客観的に振り返ることにつながります。



LIFEに提出する情報や、フィードバックを職員間で共有し、同じデータを複数の視点で議論



ケアのあり方について多角的に理解し、自身のケアについて客観的に振り返り

2. よくあるお問い合わせ

本日取り上げる質問の一覧

- 本説明で取り上げる質問は以下のとおりです。

分類	トピック	質問
評価	日常生活自立度の評価	<ul style="list-style-type: none">LIFEに提出を行う障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度について、誰が評価を実施しますか。評価者の職種や資格に規定はありますか。また、医師の判断結果や主治医意見書もしくは認定調査員の判定を用いる必要はありますか。
データ入力	「原則必須」の考え方	<ul style="list-style-type: none">LIFEシステム画面に表示される「原則必須」とはどのような意味でしょうか。
	把握できない項目がある場合	<ul style="list-style-type: none">加算の算定にあたって提出が必要とされているが、把握ができない項目があった場合、どのように情報を登録すればよいでしょうか。栄養に関連する項目で、加算の算定にあたって提出が必要とされているが、把握ができない項目があった場合、どのように情報を登録すればよいでしょうか。
	薬が処方されていない場合	<ul style="list-style-type: none">服薬情報について、薬を処方されていない利用者はどのように情報を登録すればよいでしょうか。

本日取り上げる質問の一覧

- 本説明で取り上げる質問は以下のとおりです。

分類	トピック	質問
データ提出	要介護認定の申請中の対応	<ul style="list-style-type: none">利用者が要介護認定の申請を行っている場合に要介護度が確定した後に、遡っての算定(月遅れでの請求)を行ってよいでしょうか。
	要支援/要介護切り替え時のデータ提出	<ul style="list-style-type: none">介護施設・事業所の利用者が要支援から要介護に変更となった、あるいは要介護から要支援に変更になった場合、どのようにデータ提出をすればよいでしょうか。
	一定期間サービス利用がない場合	<ul style="list-style-type: none">介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。
	同月に利用開始・終了があった場合	<ul style="list-style-type: none">サービス利用開始後すぐに入院となり、そのまま死亡したり、施設内で死亡した等で、「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合、どのようにデータを提出すればよいでしょうか。
	データの提出漏れがあった場合	<ul style="list-style-type: none">既に提出したデータに入力漏れがあった場合や、データ提出していなかった利用者がいた場合、どのように対応すればよいでしょうか。
	新規利用者のデータ提出	<ul style="list-style-type: none">新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいでしょうか。
トラブル対応	被保険者番号等の変更	<ul style="list-style-type: none">利用者の被保険者番号を誤って登録してしまったが、どのように対応すればよいでしょうか。利用者の利用するサービス種類が変更になった場合、どのように対応すればよいでしょうか。
	服薬情報のCSV登録	<ul style="list-style-type: none">CSV取り込みによって「データ項目「薬品コード」にマスタデータに存在しない値が設定されています。」とエラーが表示されるが、どのように対応すればよいでしょうか。

よくあるお問い合わせ 評価① 日常生活自立度の評価



LIFEに提出を行う障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度について、誰が評価を実施しますか。評価者の職種や資格に規定はありますか。

また、医師の判断結果や主治医意見書もしくは認定調査員の判定を用いる必要がありますか。

- 基本的には、介護施設・事業所の職員による評価を行ってください。
- 障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度の評価を行う者の資格や職種に規定はありませんが、多職種による評価が望ましいです。
- 医師の判断結果や主治医意見書もしくは認定調査員の判定を必ずしも用いる必要はありませんが、評価の参考としていただくことは問題ありません。

よくあるお問い合わせ データ入力① 「原則必須」の考え方(1/3)



LIFEシステム画面に表示される「原則必須」とはどのような意味でしょうか。

- LIFEシステム画面に表示される「原則必須」は、事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について」において、**加算算定のためにLIFEへの提出が定められている項目**を指します。
- ただし、**やむを得ない場合と判断される場合には、空欄として提出することが認められます。**

→ 「やむを得ない場合」とは？

よくあるお問い合わせ データ入力① 「原則必須」の考え方(2/3)



LIFEシステム画面に表示される「原則必須」とはどのような意味でしょうか。

- ・「やむを得ない場合」は以下が該当します。
 - 通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合
 - 全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合
 - データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合

➡ 「システムトラブル等」とは？

参照：令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和6年9月27日) 間4

よくあるお問い合わせ データ入力① 「原則必須」の考え方(3/3)



LIFEシステム画面に表示される「原則必須」とはどのような意味でしょうか。

- やむを得ない「システムトラブル等」には以下のようなものが含まれます。
 - LIFEシステム本体や介護ソフトの不具合等のやむを得ない事情によりデータ提出が困難な場合
 - 介護ソフトのバージョンアップ(LIFEの仕様に適応したバージョンへの更新)が間に合わないことで期限までのデータ提出が困難な場合
 - LIFEシステムにデータを登録・提出するパソコンが故障し、パソコンやデータの復旧が間に合わない等、データ提出が困難となった場合
- これらのやむを得ない場合においては、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能です。
- ただし、情報の提出が困難であった理由については、介護記録等に明記しておく必要があります。

参照:令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和6年9月27日) 問4

よくあるお問い合わせ データ入力② 把握できない項目がある場合



加算の算定にあたって提出が必要とされているが、把握できない項目があった場合、どのように情報を登録すればよいでしょうか。
(例)リハビリテーション計画書の発症日・受傷日がわからない。

- 利用者へのアセスメントを行えない状態であり、把握できない項目があった場合、当該項目は空欄として提出して差し支えありません。
- 空欄で提出する際、「原則必須」と表示のある場合には、注意喚起のメッセージが画面に表示されますが、「OK」を押下することで、LIFEへのデータ登録を継続することができます。

登録内容確認

空欄がある状態で提出する場合は、「OK」をクリック

⚠ 未入力の原則必須項目が存在します。このまま提出を行いますがよろしいですか。

キャンセル OK

よくあるお問い合わせ データ入力② 把握できない項目がある場合



栄養に関する項目で、加算の算定にあたって提出が必要とされているが、把握ができない項目があった場合、どのように情報を登録すればよいでしょうか。

(例1)栄養アセスメント加算は利用者全員を対象としているが、昼食をとらずに帰宅する利用者がいる。

(例2)栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリングにおいて、昼食時の状況しか把握できず、1日の提供栄養量のカロリー数の報告が困難である。

- LIFEへのデータ提出に当たっては、食事の提供を行っていない場合等に、「食生活状況等」及び「多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題)」の各項目のうち、事業所で把握できないものまで提出を求めるものではありません。

参照:「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」P65

よくあるお問い合わせ データ入力③ 薬が処方されていない場合



服薬情報について、薬を処方されていない利用者はどのように情報を登録すればよいでしょうか。

- ・ 薬を処方されていない利用者の場合、服薬情報は空欄として提出して差し支えありません。
- ・ 空欄で提出する際、「原則必須」と表示のある場合には、注意喚起のメッセージが画面に表示されますが、「OK」を押下することで、LIFEへのデータ登録を継続することができます。

よくあるお問い合わせ データ提出① 要介護認定の申請中の対応



利用者が要介護認定の申請を行っている場合に要介護度が確定した後に、遡っての算定(月遅れでの請求)を行ってよいでしょうか。

- 要介護認定の申請期間中については、算定要件を満たしていれば、遡って算定を行って差し支えありません。
- その場合、要介護度が確定し次第、速やかにデータを提出してください。
- ただし、データの提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要があります。

参照:「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」P10

よくあるお問い合わせ データ提出② 要支援/要介護切り替え時のデータ提出



介護施設・事業所の利用者が要支援から要介護に変更となった、あるいは要介護から要支援に変更になった場合、どのようにデータ提出をすればよいでしょうか。

- 利用者の要介護度が要介護から要支援に変更となった場合、あるいは要支援から要介護に変更となった場合、LIFEにおいて再度利用者登録が必要です。
- 要介護度が確定する以前に登録されたデータは、要介護度の確定後に登録した新たな利用者情報に紐づけて再度登録してください。

参照:「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」P10,11

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(1/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

- 本回答は、算定要件としてサービス利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月のデータ提出が必要となる以下の加算が対象となります。
 - 科学的介護推進体制加算(サービス利用開始時、サービス利用終了時に情報提出が必要)
 - 褥瘡マネジメント加算/褥瘡対策指導管理(Ⅱ)(サービス利用開始時に情報提出が必要)
 - 排せつ支援加算(サービス利用開始時に情報提出が必要)
 - 自立支援促進加算(サービス利用開始時に情報提出が必要)
- また、本回答は居住系・施設系サービス及び看護小規模多機能型居宅介護が対象となります。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(2/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【サービス利用の再開や施設への再入所を前提として、短期間の入院等による30日未満のサービス利用中断があった場合】

- 30日未満のサービス利用中断があった場合、加算の算定要件である、サービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ないものとして差し支えありません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(例) 利用者A	サービス利用開始 ★ 4/20 データ提出 ★			サービス利用(8/15) ★ 8/10 データ提出(7月分) ★	入院(8/20~8/31) ↔	サービス利用再開 ★			

提出項目の評価時点は「サービス利用開始時」

提出項目の評価時点は「サービス利用中」

提出項目の評価時点は「サービス利用中」

最終利用から30日未満であるため、サービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ない

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日)問2

※対象サービス: 居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護

※対象加算: 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(3/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 30日以上のサービス利用中断があった場合、加算の算定要件であるサービス利用終了時の情報提出が必要であるとともに、その後サービスの利用を再開した場合には、加算の算定要件であるサービス利用開始時の情報提出が必要です。



参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日)問2

※対象サービス：居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護

※対象加算：科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(4/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 30日以上のサービス利用中断が決定した時点で、「サービス利用終了時」として入院までの期間で最新の評価データをLIFEへ提出します。
- この際、加算の算定上提出が必要となる項目全てに対して評価が出来ていなかった場合、評価が出来ている項目のデータをLIFEへ提出することで、加算の算定が可能です。

Point

入院にあたって評価ができていない項目を提出できないことは「やむを得ない場合」に該当します。

(以下抜粋)

「やむを得ない場合」とは以下のようないくつかの状況が含まれると想定される。

・通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかつた場合

参照:令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和6年9月27日) 問4

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

※対象サービス：居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護

※対象加算：科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(5/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 退院後しばらく期間があいてからサービス利用を再開した場合、**サービス利用を再開した時点**で「サービス利用開始時」としてLIFEへデータを提出します。
- 退院後、サービス利用再開がない場合、サービスの利用があるまではデータ提出を行いません。



参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

※対象サービス：居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護

※対象加算：科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(6/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【サービス利用者が死亡した場合】

- サービス利用者が死亡した場合、死亡した月における情報を「サービス利用終了時」の情報として提出します。
- 死亡により把握できない項目が有った場合は、把握できた項目のみ提出することで差し支えありません。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問3

※対象サービス: 通所系・居住系・施設系サービス共通

※対象加算: 科学的介護推進体制加算

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合 例1

【具体事例①】

利用者Dが7月15日に入院し、少なくとも30日以上は入院することが判明した場合

	5月	6月	7月	8月
利用者Dの動き	←—————→ サービス利用			★ 入院(7/15) → 入院
LIFEの動き	4月利用分データ提出 (5/10)	5月利用分データ提出 (6/10)	6月利用分データ提出 (7/10)	7月利用分データ提出 (8/10)
LIFEへのデータ提出	(★)※ 5/10	(★)※ 6/10 (※6月サービス利用分の提出が必要である場合)	(★)※ 7/10 6月利用分データ提出 最終利用から30日以上が決定	7/15 ★ 8/10 データ提出(利用終了) ↑ 最終利用から30日以上が決定したため、 入院前の最新の評価データを「サービス利用終了時」としてLIFEに提出

※決められたデータ提出の期間に従い、毎月10日の締切までにデータ提出

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合 例2

【具体事例②】

利用者Eが6月20日に入院し、7月20日にさらに入院が長引くと判明した場合

	5月	6月	7月	8月
利用者Eの動き		 入院(6/20)	 サービス利用(6/20)	 入院延長が判明(7/20)
LIFEの動き	4月利用分データ提出 (5/10)	5月利用分データ提出 (6/10)	6月利用分データ提出 (7/10)	7月利用分データ提出 (8/10)
LIFEへのデータ提出	(★)※ 5/10	(★)※ 6/10	(★)※ 7/10 6月利用分データ提出 (※6月サービス利用分の提出が必要である場合)	 7/20 最終利用から30日以上が決定

提出項目の評価時点は
「サービス利用中」

提出項目の評価時点は
「サービス利用終了時」

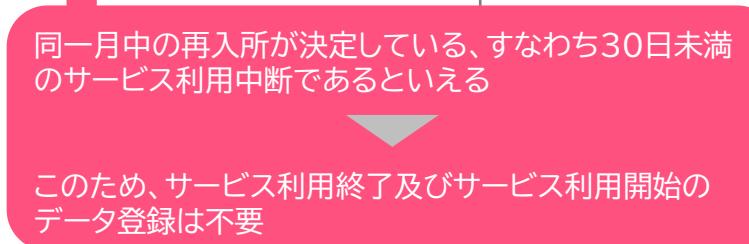
最終利用から30日以上が決定したため、
入院前の最新の評価データを「サービス
利用終了時」としてLIFEに提出

※決められたデータ提出の期間に従い、毎月10日の締切までにデータ提出

よくあるお問い合わせ データ提出④ 同月に利用開始・終了があった場合 例3

【具体事例③】

利用者Fについて入院のため退所し、同一月中の再入所が決まっている場合

	5月	6月	7月	8月
利用者Fの動き				
LIFEの動き	4月利用分データ提出 (5/10)	5月利用分データ提出 (6/10)	6月利用分データ提出 (7/10)	7月利用分データ提出 (8/10)
LIFEへのデータ提出	(★)※ 5/10 5月利用分データ提出 (※5月サービス利用分の提出が必要である場合)	(★)※ 6/10 	(★)※ 7/10 	(★)※ 8/10

※決められたデータ提出の期間に従い、毎月10日の締切までにデータ提出

よくあるお問い合わせ データ提出④ 同月に利用開始・終了があった場合



サービス利用開始後すぐに入院となり、そのまま死亡したり、施設内で死亡した等で、「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合、どのようにデータを提出すればよいでしょうか。

- 「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合であっても、それぞれ「利用開始時」、「利用終了時」としてLIFEへのデータ提出を行うことが推奨されます。

よくあるお問い合わせ データ提出⑤ データの提出漏れがあった場合



既に提出した既に提出したデータに入力漏れがあった場合や、データ提出していなかった利用者がいた場合、どのように対応すればよいでしょうか。

- 入力漏れがあったデータについて、速やかに正しいデータの提出をお願いします。

よくあるお問い合わせ データ提出⑥ 新規利用者のデータ提出(1/2)



新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいでしょうか。

- LIFEの活用が要件となっている各加算では、事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について」において、LIFEにデータ提出を行う頻度が定められています。
- 例えば、科学的介護推進体制加算では以下のように定められています。

利用者等ごとに、アからエまでに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

(中略)

ア 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等(以下「既利用者等」という。)については、当該算定を開始しようとする月

イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等(以下「新規利用者等」という。)については、当該サービスの利用を開始した日の属する月(以下、「利用開始月」という。)

ウ ア又はイの月のほか、少なくとも3月ごと

エ サービスの利用を終了する日の属する月

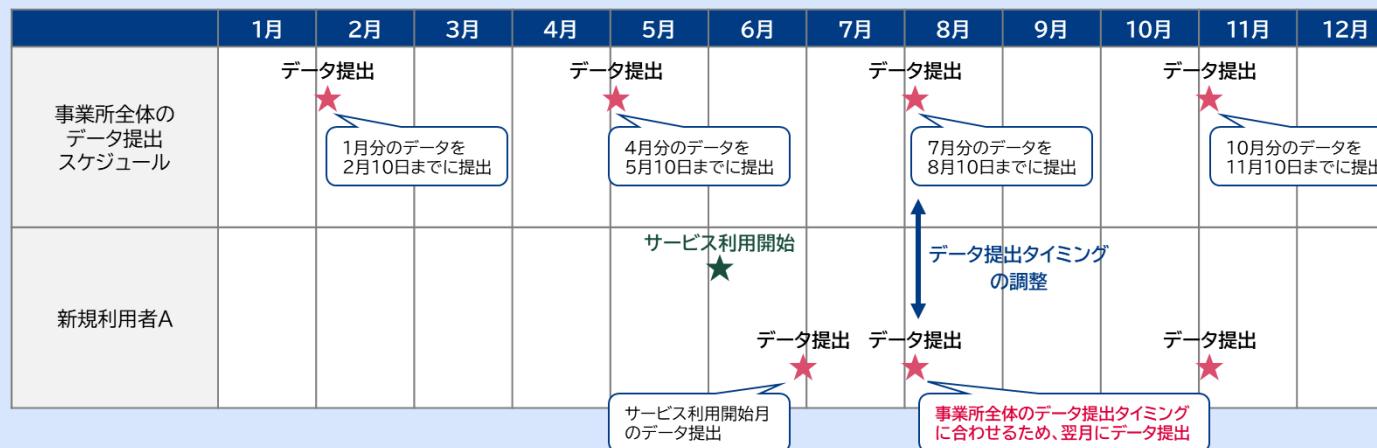
よくあるお問い合わせ データ提出⑥ 新規利用者のデータ提出(2/2)



新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいでしょうか。

- 定められた提出頻度を満たす範囲で、データ提出タイミングを調整することは可能です。
- 例えば、1月・4月・7月・10月に科学的介護推進体制加算のデータ提出を行っている事業所において、6月に新たな利用者Aがサービス利用開始した場合、
 - サービス利用開始した6月のデータ提出を7月10日までに実施
 - 事業所としてのデータ提出月である7月のデータ提出を8月10日までに実施

というように、事業所における運用に合わせて、利用者Aのデータ提出間隔を調整することができます。



よくあるお問い合わせ トラブル対応① 被保険者番号等の変更



利用者の被保険者番号を誤って登録してしまったが、どのように対応すればよいでしょうか。



利用者の利用するサービス種類が変更になった場合、どのように対応すればよいでしょうか。
(例)通所リハビリテーションから介護老人保健施設へ変更となった。

- 利用者情報は①保険者番号、②被保険者番号、③事業所番号、④サービス種類の4つの項目を結び付け、1人の利用者をその人本人として特定し、登録されています。
- このため、これらの項目のうち一つでも誤っていた場合や変更があった場合、LIFEシステムにおいて同一人物として判別ができなくなってしまいます。
- このことをふまえ、LIFEシステムでは上記4項目の変更ができないため、変更後の情報で新たに利用者情報を登録いただき、データ提出をしていただくようお願いします。

よくあるお問い合わせ トラブル対応② 服薬情報のCSV登録



CSV取り込みによって「データ項目「薬品コード」にマスタデータに存在しない値が設定されています。」とエラーが表示されるが、どのように対応すればよいでしょうか。

- LIFEへシステムでは半年に1回のタイミングで、薬剤マスタを更新しています。このため、お使いの介護ソフトの薬剤マスタと更新の時期が異なった場合で、ある薬剤コードがLIFEにはなく、介護ソフトにはあった場合、「データ項目「薬品コード」にマスタデータに存在しない値が設定されています。」といったエラーメッセージが表示されます。
- この場合、エラーが表示された薬剤については入力せず、サービス提供月の翌月10日のデータ提出期限までにデータ提出を行ってください。
- LIFEの薬剤マスタが更新された後、入力が可能となった薬剤については、以降の様式情報提出時から登録してください。薬剤マスタの更新以前に提出した様式情報については、遡って入力・再提出する必要はありません。

よくあるお問い合わせ 事前アンケート内容より



厚生労働省へ情報が提出されたことをどのように確認すればよいでしょうか。

- 厚生労働省へのデータ提出状況の確認方法についてご説明します。

データ提出の確認方法

- 様式情報のステータスには「確定」と「作成中」があります。

メニュー画面 > 様式一覧管理

お問い合わせの方へ 操作マニュアル・よくあるご質問等 操作 ゆう子 ログアウト

検索 サービス種類: 15:通所介護 対象期間: 例: 2024年04月01日 ~ 例: 2024年04月01日 ステータス: 登録済み 検索

詳細条件
2024年度~

No.	利用者ID	氏名カナ	氏名	保険者番号	被保険者番号	要介護度	科学的介護推進	リハビリ計画	生活機能チェック	個別機能訓練計画	興味関心チェック	栄養・摂食嚥下	栄養ケア計画等	口腔衛生管理	口腔機能向上	排せつ支援	褥瘡マネジメント	自立支援促進	備考
1	00000514	リヨウ ツルコ	利用 ツル子	111111	0000000001	要支援 1	確定 24/07/09												
2	00000614	リヨウ 仔咲	利用 一郎	111111	0000000002	要支援 2		作成中 24/07/18											
3	00000714	リヨウ マサコ	利用 昌子	111111	0000000003	要介護 1	確定 24/07/09												
4	00000814	リヨウ ケンジ	利用 賢治	111111	0000000004	要介護 3		作成中 24/07/18											

⚠ 「確定」と「作成中」の違いについて

確定	<ul style="list-style-type: none">登録を行って厚生労働省へのデータ提出が完了した様式情報
作成中	<ul style="list-style-type: none">一時保存を行った様式情報

厚生労働省へのデータ提出の有無は、
様式が「確定」と表示されているか否かをご確認ください

よくあるお問い合わせ 事前アンケート内容より



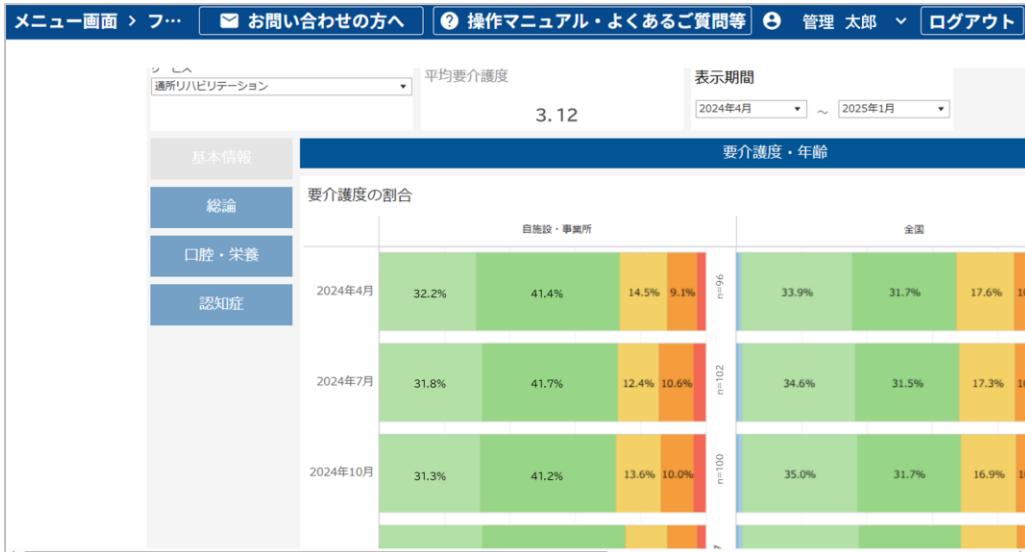
フィードバックの一部が画面上で欠けて表示されることがあります。
どのように対応すればよいでしょうか。

- ・ フィードバックの一部が欠けて表示される場合の対応についてご説明します。

フィードバック画面の一部が欠けて表示される場合の対応

- フィードバック画面の一部が欠けて表示される場合、画面表示の拡大率を調整することで解決される場合があります。

【画面表示の拡大率が高いために画面の一部が欠けている例】



画面表示の拡大率が高い場合には、フィードバック画面の一番下まで移動が出来ない場合があります



端末画面上部にある「...」ボタンを押下し、表示されるメニューから「ズーム」において画面の拡大率を調整します。